

ひとり親家庭等医療費助成について

助成を受けられる期間（毎年8月に資格更新手続きが必要です。）

- ◆母または父 監護する児童（同居が原則）が20歳になった月の末日まで
- ◆児童 18歳になった日以降の最初の3月31日まで

助成金額について

- ◆1か月分の医療費の合計から、一人につき500円を差し引いた金額を助成します。
（高額療養費や付加給付金など健康保険から医療給付がある場合は、相当額を差し引いた金額を助成します。）

助成できるもの	<p>▼健康保険の適用となる医療費</p> <p>○通院 ○調剤 ○入院 ○訪問看護</p> <p>○治療用装具 ○弱視用眼鏡（※健康保険適用に年齢制限があります） など</p> <p>※児童が「子どもの医療費受給資格証」を利用して受診した場合でも、同じ月に2か所以上の病院を受診するなど、ひと月の自己負担額の合計が500円を超える場合は、助成の対象となります。</p>
助成できないもの	<p>▼健康保険の適用とならないもの(自費分)</p> <p>○入院時の食事代 ○個室代 ○健康診断料 ○予防接種代</p> <p>○診断書等の文書料 など</p> <p>▼学校でケガをした場合など、スポーツ振興センターから給付金が支給されるもの</p> <p>※ひとり親家庭等医療費助成と重複して受給することはできません。</p>

助成申請方法

- ◆申請書類：「ひとり親家庭等医療費助成申請書」（青色の用紙）と領収書原本
- ◆提出期限：医療費を支払った日の翌月以降1年以内
- ◆提出先：こども家庭課 子育て給付係（郵送または窓口）
各支所市民サービスグループ（窓口）
- ◆申請書入手：こども家庭課または各支所市民サービスグループ窓口、佐賀市ホームページ

～申請書作成時の注意点～

- ・「受診者」「診療月」「医療機関（入院・外来・調剤別）」に分けて作成してください。
- ・領収書は、患者名、診療日、保険点数、金額、医療機関名の記載があるものに限りです。
- ・装具等の申請の場合、○見積書 ○請求書 ○領収書 ○医師の指示書 ○健康保険からの支給金額がわかる書類（決定通知書等）が必要です。
- ・高額療養費や付加給付の給付を受けた場合、支払決定通知書など給付額がわかる書類も提出してください。

申請書の提出締切日・助成金の振込日

- ◆毎月20日（3月のみ15日）までに申請された分を、原則として翌月21日に振り込みます。
※締切日・振込日が土日や祝日の場合は、前営業日となります。
- ※ただし、1か月の医療費が高額（21,000円以上）である場合は、高額療養費や付加給付に該当する可能性がありますので、高額療養費等が確定するまで振込めません。

問合せ・提出先 ●佐賀市役所 本庁 こども家庭課 子育て給付係
〒840-8501 佐賀市栄町1番1号 <電話>0952-40-7252(直通)

1. 申請書は入院・外来・調剤別、診療月ごとに
2. 申請書は、診療月の翌月に提出してください
3. 申請書には、医療機関の証明か裏面に領収書
4. 加入医療保険情報、住所、氏名に変更がある

記入例

網掛けの箇所を記入してください。

ひとり親家庭等医療費助成申請書				令和 年 月 日	
申請者 住所 佐賀市 栄町1番1号					
(保護者) 氏名 佐賀花子					
Tel 40 - 7252					
申請者記入欄	受給資格者		加入医療保険		
	受給者番号	1234567	記号・番号	1234567・1234	
	診療を受けた者 (助成対象者)	佐賀太郎	被保険者氏名保	佐賀花子	
			保険者名	① 全国健康保険協会・佐賀 支部 2 佐賀市 (国民健康保険) 3 健保組合 共済組合 国保組合	
	生年月日	H25年11月26日生	保険者番号	01410018	

医療機関等記			
患者氏名			
診療区	受給者番号は「佐賀市ひとり親家庭等医療費受給資格証」(黄色のカード)の番号を記入してください。	〔入院期間〕	受診時に加入していた医療保険情報を記入してください。
保険診療総点		2 外来 (入院外)	
他法公費負担点数	点	点	点
保険診療一部負担金	円	円	円
訪問看護利用料		円	

上記の金額を令和 年 月に受領しました

● 申請書を記入するときの注意

- ・申請書は、「受診者」「診療月」「医療機関 (入院・外来・調剤別)」に分けて作成してください。
- ・総合病院は、医科と歯科に分けて作成してください。

<例> 1か月に病院2か所、歯科1か所、薬局2か所に行った場合は、合計5枚

● 領収書に関する注意

- ・領収書は、患者名、診療日、保険点数、金額、医療機関名の記載があるものに限りません。
- ・請求書や診療明細書のみでは申請いただけません。
- ・領収書がない場合や、上記の必要事項の記載がない場合などは、医療機関から表面の「医療機関等記入欄」に証明をもらってください。
- ・高額療養費や付加給付の給付を受けた場合は、給付額が分かるものも提出してください。

申請書は、医療費を支払った日の翌月以降1年以内に提出してください。